

(第 23 号議案)

中野区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

1 制定理由

平成 26 年の介護保険法改正において、保険者機能の強化という観点から、区市町村による介護支援専門員の支援を充実させることを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から区市町村に移譲することとし、平成 30 年 3 月 31 日までに指定居宅介護支援事業等の運営等に関する基準を区市町村の条例で定めることとなった。

2 基準となる省令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「省令の基準」という。)

3 区で定める基準

省令の基準で示されている事項を区市町村の条例で定めるにあたっては、国の「基準に従い定める」及び「基準を参酌して定める」という 2 つの類型に従い、定めることとなる。

(1) 省令の基準に従い定める内容等

- ① 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ② 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) 省令の基準を参酌して定める内容等

書類の保存期間等、上記(1)以外の基準

4 条例の対象となる事業

居宅介護支援事業(介護支援専門員によるケアマネジメント)

5 条例制定の考え方

指定居宅介護支援事業者は、これまで省令の基準に基づき運営できており、条例の内容は、国の定める基準に則したものとする。

6 施行時期

平成 30 年 4 月 1 日(一部は、平成 30 年 10 月 1 日)